

## 28 原因事実発生地(1)——隔地的不法行為

最高裁判平成 14 年 9 月 26 日第一小法廷判決

(平成 12 年(受)第 580 号損害賠償等請求事件)

(民集 56 卷 7 号 1551 頁, 判時 1802 号 19 頁, 判タ 1107 号 80 頁)

### 〈事実の概要〉

日本法人 Y (被告・被控訴人・被上告人) は、我が国において本件製品を製造し、Y の米国子会社 Z に輸出し、Z が米国で販売していた。日本在住の日本人 X (原告・控訴人・上告人) は、Z の行為が X の米国特許権を侵害していること、Y の輸出行為等がそれを積極的に誘導していることを理由として、Y に対して、①本件製品の製造・輸出等の差止め、②本件製品の廃棄、そして③不法行為に基づく損害賠償を請求した。

1 審(東京地判平成 11・4・22 判時 1691 号 131 頁)及び 2 審(東京高判平成 12・1・27 判時 1711 号 131 頁)はいずれも請求を棄却した。X が上告。

### 〈判 旨〉

上告棄却。

(i) 請求①・②について

特許権に基づく差止め及び廃棄請求は、特許権の効力の問題として性質決定され、その準拠法は、条理に基づき、当該特許権が最も密接な関係をもつ国である登録国の法、本件では米国法となる。米国特許法 271 条(b)項・283 条によれば、Y に対する①・②請求を認める余地がある。しかし、我が国は、各国特許権の効力が及ぶ範囲はその領域内に限定されるという属地主義の原則を採用しており、米国法を適用して①・②請求を認めることは、我が国の特許法秩序の基本理念と相容れない。それゆえ、米国法の適用は、法例 33 条という我が国の公序に反するため、排除される。

(ii) 請求③について

特許権侵害による損害賠償請求は、財産権の侵害に対する民事上の救済の一つとして、不法行為と性質決定される。法例 11 条 1 項の「原因事実発生地」とは、米国特許権の直接侵害行為が行われ、権利侵害の結果が生じた米国である。なぜなら、「(ア) 我が国における Y の行為が、アメリカ合衆国での本件米国特許権侵害を積極的に誘導する行為であった場合には、権利侵害という結果は同国において発生したものである」ということができ、(イ) 準拠法についてアメリカ合衆国の法律によると解しても、Y が、米国子会社によるアメリカ合衆国における輸入及び販売を予定している限り、Y の予測可能性を害することにもならないからである。」

米国特許法 271 条(b)項・284 条によれば、米国外における侵害の積極的誘導行為も不法行為を構成しうる。しかし、さらに法例 11 条 2 項によれば、我が国の法律が累積的に適用されるところ、「特許権の効力を自国の領域外における積極的誘導行為に及ぼすことを可能とする規定を持たない我が国の法律の下においては、……特許権の効力が及ばない、登録国の領域外において特許権侵害を積極的に誘導する行為について、違法ということはでき」ない。ゆえに、X の③請求は認められない(なお、本判決の判旨(ii)については、意

見及び補足意見のほか、反対意見がある)。

### 〈解 説〉

本判決に関する、知的財産法の観点からの準拠法決定のあり方及び外国特許法の我が国における適用の可否などの問題は、本書 45 事件の解説に譲り、ここでは隔地的不法行為の問題を中心に検討する。

1 本判決における性質決定

本判決は、③損害賠償請求だけを不法行為と性質決定し、①差止め、②廃棄請求については特許権の効力の問題としている。これは、基本的に我が国が実質法上の区別に基づくものであり、我が国特許法が特許権侵害に対する差止め・予防(100 条 1 項)及び製品の廃棄(同条 2 項)についてのみ規定し、損害賠償請求については民法 709 条以下によっていることに対応している(高部真規子・L&T 19 号 87 頁)。

2 隔地的不法行為の準拠法

法例 11 条 1 項は不法行為地法主義によっているが、いわゆる隔地的不法行為については、その解釈が問題となる。従来の学説は、主として、(ア)行動地説(江川英文・国際私法[改訂版, 1957] 233 頁・239 頁)、(イ)結果発生地説(実方正雄・国際私法概論[再訂版, 1952] 233 頁、久保岩太郎・国際私法概論[改訂版, 1954] 188 頁)、(ウ)類型説[折衷説](折茂豊・国際私法各論[新版, 1972] 180 頁、丸岡松雄「不法行為地」国際私法の争点[新版] 136 頁、山田鎌一・国際私法[新版, 2003] 364 頁。池原季雄「国際私法」経営法学会全集(20)国際取引[1967] 377 頁も同旨)に分かれてきた。

(ア)説は行為者の保護、(イ)説は被害者の保護を中心とする。「法例修正案理由書」(東京博文館蔵版[1898] 29~30 頁)には、(イ)説に立つと思われる記述がある(外国において荷造りした爆発物が、荷造りの際の不注意によって日本において爆発し、他人に損害を与えた場合について、原因事実発生地は日本であるとしている)。現在の多数説である(ウ)説は、過失責任類型の不法行為は行為者の意思活動に基づく責任を基礎とするため、行動地法により、無過失責任類型の不法行為は端的に発生した損害に対して責任を負わせる制度であるため、結果発生地法によるとする。本件 2 審判決も、③請求について、(ウ)説の立場から日本法を準拠法とした。もっとも、国際私法上、過失責任類型と無過失責任類型を区別するための明確な基準がないことも指摘されており(溜池良夫・国際私法講義[第 2 版, 1999] 374 頁及び櫻田嘉章・国際私法[第 3 版, 2000] 227 頁参照)、現在では、不法行為制度の目的が損害填補にあることを理由に、端的に結果発生地法によるとする(イ)説が再び有力になっている(中野俊一郎「不法行為」木棚照一=松岡博編・基本法コンメンタール国際私法[1994] 68 頁以下、道垣内正人・ポイント国際私法各論[2000] 235 頁以下。東京地判平成 9・7・16 判時 1619 号 17 頁・32 頁[大韓航空機事件]—本書 32 事件も同旨)。本判決の法廷意見も、③請求について

権利侵害の結果が発生した米国を基準としており、結果発生地説に立つものと解される。

そのほか、少数説として、(イ)事案ごとの諸事情に応じて、最密接関係地を基準とする説(石黒一憲・国際私法(新版, 1990) 321頁。東京地判平成3・9・24判時1429号80頁・83頁—本書35事件は、ノウハウ侵害について「違法行為の極めて重要な部分」が行われた日本を基準とした。これを(ロ)説と評価するのは柏木昇・渉外判例百選<第3版> 97頁)や(オ)法例11条1項の「原因事実発生地」には行動地と結果発生地の双方が含まれ、事案ごとに密接に関係する地を基準とする説(森田博志「不法行為の準拠法の決定における『原因事実発生地』の解釈」法学論集(千葉大学) 17巻3号111頁以下)もあるが、これらの立場は、法例11条1項の立法趣旨との整合性及び法的安定性の点で問題があらう。

各国の法制は、主として、(a)結果発生地法によるもの(フランス多数説)、(b)行為者が損害発生を予測できた場合には、結果発生地法により、そうでない場合には行動地法によるもの(スイス国際私法133条2項2文)、(c)「遍在原則(Ubiqutätsprinzip)」に立脚し、行動地と結果発生地の双方を不法行為地としたうえで、被害者に選択権を与えるもの(ドイツ民法施行法40条1項〔行動地法の適用を原則とし、選択権の行使を第1審準備手続に限定していることには批判が強い。Kreuzer, RabelsZ 2001, S. 423-426)〕、そして(d)最密接関係地法によるもの(アメリカ抵触法第2リステイメント145条)に分類される(詳細は、法例研究会編・法例の見直しに関する諸問題(2)—不法行為・物権等の準拠法について〔2003〕9頁以下参照)。

我が国の多数説である(イ)説は、かつてラーベル(Rabel, *The Conflict of Laws-II*, 2<sup>nd</sup> Ed. (1960), p. 334-335)やエーレンツヴァイク(Ehrenzweig, *FS Rabel-I* (1954), S. 682-683)らによって主張されたが、現在の欧州各国では、支持する学説も立法例もないようである(Kadner Graziano, *Gemeineuropäisches Internationales Privatrecht* (2002), S. 206-207)。2003年7月22日の欧州委員会による「契約外債務の準拠法に関するEC規則(ローマII)提案」3条1項は、端的に結果発生地法を準拠法としており、今後は欧州において(a)の立場(上記(イ)説)が主流となることが予想される。この立場の根拠としては、不法行為制度の目的論のほか、国外からの行為によって損害を受けた者も国内不法行為の被害者と同じ救済を受けること、国外にも効果が及ぶような行為をする者は、そこでの損害賠償責任の発生を想定すべきであること、市場地における事業者間の競争の公平などが挙げられる。(b)は、(a)に加えて行為者の予測可能性を要件とするが、被害者の与り知らない事情によって準拠法が左右されるほか、行為者は予測可能性の有無を争うか否かを選択でき、事実上自己に有利な法の適用を導きうる点が問題となる(Kadner Graziano, a.a.O., S. 216-226参照)。本判決も、米国法を準拠法とする理由にYの予測可能性を挙げているが、その射程として、行為者の予測可能性がない場合に行動地法によることまで意味するかどうかは、解釈が分かれよう。

ところで、各国においては、一般に当事者の共通常居所地への連結、当事者自治、契約準拠法への付従的連結などが認められるほか、製造物責任・名誉毀損・不正競争などの不法行為類型については特則が置かれている。そのため、法例11条1項と比較して、不法行為地への連結が問題となる場面が限られていることに留意すべきである。なお、特許権の侵害については、登録国法(保護国法)によるのが一般的である

(*Pertegás Sender*, *Cross-Border Enforcement of Patent Rights* (2002), p. 209-271参照)。

### 3 日本法の累積的適用(法例11条2項)

本判決の法廷意見は、法例11条2項の適用上、国外での積極的誘導行為によって日本特許権が侵害された場合を想定し、我が国の法律には域外適用の規定がないことを理由に、不法行為は成立しないとした。これは、満州特許事件(東京地判昭和28・6・12下民集4巻6号847頁)及び本件1・2審判決が、外国特許権は我が国で保護される権利に当たらないことを根拠としていたのと異なる。もっとも、特別留保条項たる法例11条2項の趣旨は、日本法にない不法行為が外国法上成立するのを防ぐことにある。それゆえ、本件では、日本法の場所的適用範囲に鑑みることなく、当該行為の違法性如何を問うべきであったと解される(道垣内正人・平成14年度重判解〔ジュリ1246号〕280頁、出口耕自・コピライト501号29頁。本判決の反対意見も同旨)。

### 4 本判決の問題点

本判決は、①差止め・②廃棄請求と③損害賠償請求を区別して準拠法を定めたが、筆者が調べ得た限り、諸外国においてはこのような性質決定の区別は一般的でない(ただし、知的財産権の侵害について当事者自治〔法廷地法の選択〕を認めるスイス国際私法110条2項の解釈上、差止請求は対象外であり、損害賠償請求だけが対象となるという議論はある。*Pertegás Sender*, op.cit., p. 238参照)。そもそも(i)実質法上の区別に従い、いずれも特許権侵害に対する救済方法の一種である①・②及び③を国際私法上別個の単位法律関係に振り分けるのは妥当か、(ii)①・②と③の準拠法が異なり、双方の法的評価が相違するという結果も正当化されるか、などが問題となる。仮に特許権侵害全体を一つの単位法律関係とした場合にも、法例11条によって準拠法を決定する手法(木柵照一編著・国際知的財産侵害訴訟の基礎理論〔2003〕285頁以下〔木柵〕、石黒一憲・特許判例百選<第3版> 215頁)と法例の埒外の問題として端的に保護国法による手法がありうる(紋谷暢男「知的財産権の国際的保護」国際私法の争点〔新版〕27頁)。法例11条の適用上、常に結果発生地たる登録国を連結点とするのであれば、両者の結論は一致するであろうが、本件についてYの行為地が日本であることを理由に日本法を準拠法とする考え方もある(石黒・前掲箇所及び同・リマークス2000(㊦)153頁。本件1・2審判決も、③請求について日本法によるとする。茶園成樹「特許権侵害に関連する外国における行為」NBL 679号17頁も同旨)。これらの問題は、属地主義が妥当する特許権の侵害について抵触法的処理によることの可否を含めて、今後、理論的側面から再検討する必要があるらう。

### 〈参考文献〉

- 本文中に掲げたもの及び本件評訳のほか
- 齋藤武生「事務管理・不当利得・不法行為」国際法学会編・国際私法講座(2) (1955) 471頁以下
- 岡本善八「国際私法における法定債権」同志社法学42巻1号37頁以下
- 佐野寛「法例における不法行為の準拠法—現状と課題」ジュリ1143号51頁以下
- 横山潤「不法行為地法主義の限界とその例外」国際私法年報2号69頁以下
- 折茂豊・渉外不法行為法論(1976)
- 木柵照一・国際工業所有権法の研究(1989)などを参照

にしたにゆうこ  
西谷祐子

東北大学助教授

原因  
事  
実  
発  
生  
地  
(1)